

令和4年10月の制度改正施行に向けた周知・広報等について

令和4年10月の制度改正施行に向けた周知・広報等について

1. 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し

- 2割負担の導入に当たっては、**2割負担となる方に対し、被保険者証の送付に同封する形で、見直しや配慮措置の内容に関するお知らせ**を実施しているほか、

- ① 政府広報により、**全国73紙に新聞広告を掲出**
- ② **公的機関、医療機関、高齢者施設で掲示するポスター等**を国で作成・印刷（※1）
- ③ **国においてコールセンターの設置**

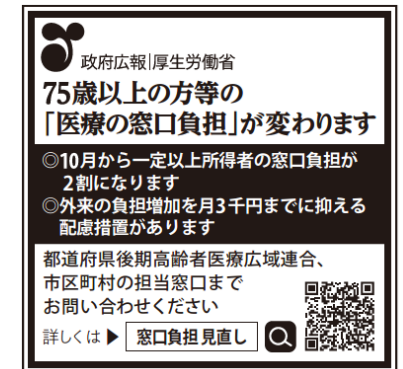
など、様々な手段（※2）を活用して、丁寧な周知広報を実施。

※1 広域連合が医療機関等に配送する費用を国で補助

※2 厚生労働省や自治体のHP・広報誌、政府広報インターネットテレビ、音声広報CD、点字・大活字広報誌等

- 窓口負担割合が2割負担となる方で、**配慮措置による払い戻し先口座が登録されていない方に対しては、プッシュ型で各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送**。周知・広報においては、口座登録に当たって消費者被害が生じないように、関係省庁と連携し、**詐欺への注意喚起も実施**。

（新聞広告例）



2. 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し

- 紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し（※）に当たって、**国でリーフレットを作成**。
- 都道府県・医療関係団体・保険者に広く提供し、**リーフレットの院内掲示や年金保険料の納入通知書への同封（全国健康保険協会が日本年金機構を通じて加入事業所へ送付）、機関HP等への掲載**を通じて、患者の方などへ幅広く周知。

※ 具体的には、令和4年10月1日より、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診する場合等にかかる「特別の料金」を徴収する対象医療機関が拡大されるとともに、その金額が増額される。例：初診の場合、約2,000円の増額（5,000円の場合、約7,000円に増額）。

対象医療機関：特定機能病院、一般病床200床以上の地域医療支援病院に加え、一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関（令和5年3月頃、都道府県より公表を予定）。

(参考) 令和4年10月の制度改正施行に向けたポスター・リーフレット

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し

(医療機関等向けポスター)

(リーフレット)
※厚労省HP・1枚目

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

令和4年(2022年)10月1日から、
一定以上の所得がある方は、
医療費の窓口負担割合が
変わります。



- ◆課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の方は、窓口負担割合が2割となります。
- ※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。
- ※窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、令和4年10月以降の負担割合が記載された被保険者証を交付しますので、そちらをご確認ください。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- ◆同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。
- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

配慮措置が適用される
場合の計算方法

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等⑤(③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます

医療機関や薬局などで被保険者証を提示する
ときは「有効期限」を必ず確認しましょう



お問い合わせはこちらまで
都道府県の「後期高齢者医療広域連合」
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」
※今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は
厚生労働省コールセンター

0120-002-719



後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて (お知らせ)

令和4年(2022年)10月1日から、
75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、
医療費の窓口負担割合が2割になります。

- ◆ご自身の窓口負担割合が「2割」となるかについては、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から「令和4年10月1日以降の負担割合が記載された被保険者証」を交付しますので、そちらをご確認ください。
- ◆被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認し、10月以降は、新たに交付される被保険者証をお使いください。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます。
- ◆払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合※には、後期高齢者医療広域連合または市区町村から申請書を郵送します。

※既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません。

今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、
国民皆保険を未来につなげていくためのものです。

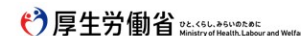
医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。
※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)

紹介状なしで受診する場合等の 定額負担の見直し

(リーフレット)
※厚労省HP・1枚目

患者のみなさまへ



医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いいたします。

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。ただし、対象病院に対しての保険給付※1から一定額を差し引くこととしています。

※1 保険給付とは、保険者から病院に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、一定規模以上の対象となる病院では、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。この制度について、対象病院を拡大するとともに、「特別の料金」の額を引き上げます。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いいたします。

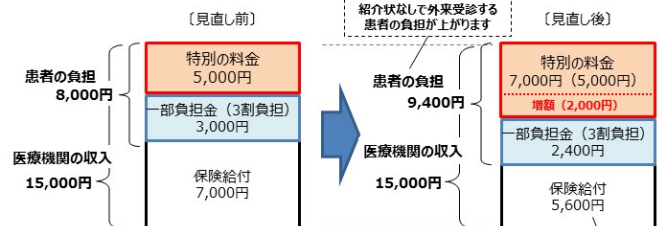
■ 制度の内容 (赤字・下線は、令和4年10月1日からの見直し内容)

「特別の料金」の対象となる病院	特定機能病院 一般病床200床以上の地域医療支援病院 <u>一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関(令和5年3月頃の公表を予定)※2</u>		
	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者	
「特別の料金」の対象となる患者 対象とならない場合もあります。	再診	病院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者	
	「特別の料金」※3	初診	内科
歯科			3,000円以上 → <u>5,000円以上</u>
再診		内科	2,500円以上 → <u>3,000円以上</u>
		歯科	1,500円以上 → <u>1,900円以上</u>

※2 新たに紹介受診重点医療機関になる病院の「特別の料金」については、紹介受診重点医療機関になってから半年間の経過措置があります。

※3 「特別の料金」の額には、消費税が含まれます。消費税を含めて、対象病院は上記の額以上の「特別の料金」を徴収します。

■ 患者の支払いイメージ (内科、一部負担金3割負担、初診の「特別の料金」を5000円から7000円とする場合)



保険給付から一定額を差し引きます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoke_n/newpage_21060.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html